明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令（経済産業九八）　一

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一九三三）　一〇

〔人事異動〕
国税庁　一三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○経済産業省令第九十八号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十六条第一項本文の規定に基づき、ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十月四日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

目次

第一章　用語の意義（第一条）
第二章　託送供給約款料金原価等の算定（第二条―第十三条）
第三章　託送供給約款料金の算定（第十四条）
第四章　雑則（第十五条・第十六条）
附則

第一章　用語の意義

第一条　この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第百二号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

第二章　託送供給約款料金原価等の算定

（原価等の算定）

第二条　ガス事業法第七十六条第一項本文に規定する特定ガス導管事業者（以下単に「特定ガス導管事業者」という。）は、当該特定ガス導管事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において特定ガス導管事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2　原価等は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

（特定ガス導管事業の需要想定）

第三条　特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業に関連するガス需要計画及び設備投資計画を需要想定及び事業環境の将来の見込みに基づき策定し、様式第一第一表及び第二表に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業の営業費の算定）

第四条　特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の営業費として、別表第一第一表（1）に掲げる項目ごとに、同表（1）に掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業の営業費以外の項目の算定）

第五条　特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の営業費以外の項目として、別表第一第一表（2）に掲げる項目ごとに、同表（2）に掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。